

令和4年度 第1回公契約条例検討委員会議事録（要旨）

1 開催日時

令和4年4月15日（金）13時30分から14時00分まで

2 開催場所

第二応接室（本庁舎4階）

3 出席委員

高野尾三穂委員、山本綾子委員、木下信幸委員、山口尚徳委員、大池太士委員、伊藤浩一委員

4 欠席委員

中野嘉勝委員、板倉章委員

5 事務局出席者

向井契約管財課長、鳥井課長補佐、赤穂課長補佐

6 会議要旨

（事務局）

ただいまから令和4年度第1回松本市公契約条例検討委員会を開会する。

（委員長あいさつ）

今年度としては最初の会議になる。

本日は、次第にあるとおり2つの項目、「これまでの各委員のスタンスについて」の確認と、「今年度の進め方について」の協議を行いたいと思っている。それでは、1つ目の、「これまでの各委員のスタンス」について事務局から説明を願いたい。

（事務局）

はじめに、この委員会の発端は、R2年の秋に行われた市長と労働団体との懇談会の席で、公契約条例の制定を求める労働団体の要望に対し、市長が「労使双方の意見を聴く場を設けることから取り組みたい」と回答したことから始まっている。

この1年間、5回にわたり検討委員会を開催し、労使双方の意見、そして学識経験者の意見を伺ってきたわけだが、活発な議論はあるものの、なかなか合意に至らない部分があり、現段階で、条例化という結論は出ていない状況である。

昨年度、意見の中では、法令遵守、担い手育成などが大きな問題として挙げられ、また、条例化する場合の焦点としては、賃金条項、労働環境報告書が挙げられた。

今年度も引き続き、委員長を中心に議論を進めいき、一定の整理をしなければいけな

いと思っている。具体的には、労使双方、学識経験者の意見をまとめた上で、市長へ報告し、条例の方向性について判断する機会を設けたいと考えている。

(事務局)

配布資料に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(委員長)

今の説明のとおり、今までの検討会の発言から事務局の方で整理した。表の一番下の「労働環境報告書」について、どのような考えかを伺いたい。

(委員)

先日、関係団体との話し合いを行い、少し意見が変わった。労働環境報告書については、「◎」で修正願いたい。

(委員)

労働環境報告書については、条例化する中で実効性を高めるために必要だと理解している。ただ、実際、それを現場に置き換えたときに、発注者である松本市はあくまでも元請けに対して、要求する以上にはできないという話だった。それであると、受注した元請けが各下請け（二次下請けも含め）に対して、全部をその相手方から徴収し、まとめて報告をすることになるため、事務的な負担が増えることになる。書類の簡素化という中で、さらに増えることに対する抵抗感があり、現場の負担増ということに対して、何とかならないのかという思いがある。

条例化した場合に、何らかの形でその実効性を高めて、結果として、判断できるものを持たなければいけないということには、理解できるという意味で、「△」ということだが、要求する内容にもよるとは思うが、「下請けさんが支払っている給与の中身を正直に出してほしい」ということだとか、「場合によってはペナルティー的なものが必要ではないか」ということだとか、そういったトータル的なものも含めて、「△」という考えだ。

(委員長)

とりあえず、今の段階での判断というところではあるが、その他の委員の皆様の中で、○×が違っているというところはあるか。

(委員)

表の下から2つ目の、「賃金条項」は、「◎」で修正願いたい。

(委員)

私は、「賃金条項」は、「△」で修正願いたい。

前回まで賃金条項については、是非入れて欲しいという話をさせていただいていたが、中間報告を兼ねて関係団体等に対して、今までの経過とともに相談を行った。賃金条項については、今の最低賃金のプラス10%であったり、設計労務単価の8割であったり、区分はいろいろあってもいいと思うが、実際問題として、その賃金に、どういう形で上乗せするのかということを見ると、可能性としては、「非常に難しいのではな

いか」ということを感じている。

条例化は確実にしていただきたいと考えているが、賃金型ではなく理念型に変更させていただきたいと思っている。

ただし、理念型であっても、「労働環境の確認と報告、チェックシートを事業者に求める条例にすること」、「ひとり親方を対象の範囲に入れること」、「労働者等の申告、不利益扱いの禁止等の項目を入れること」、これらのことは長野市も同じだと思う。

長野市にはないのかもしれないが、この検討会を生かして、「公契約条例審議会」を設置する。つまり、年1回は、条例の運用状況の把握及び確認を行うための組織を設置していただきたいと思っている。

(委員長)

ちなみに、私の意見は、取りまとめる立場というところから、今のところは、留保という形にさせていただきたいと考えている。

それでは、続いて2つ目の議事の、「今後の進め方について」を事務局から説明願いたい。

(事務局)

配布資料に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(委員長)

いまの説明について質問等はあるか。

ちなみに、意見が集約できない場合や両論併記だった場合には、どうなるのか。

(事務局)

両論併記の場合は、資料の上半分の部分で、労働団体、事業者団体、学識経験者別に、◎×△に加えて、それぞれの意見を簡潔にまとめた形で、市長に意見を伺うということになる。

(委員長)

できれば、意見が集約できるのが一番望ましい。

(事務局)

条例化を「する・しない」というところと、一番のポイントは、賃金の部分が大いと思うので、そこも含めて市長に判断を仰ぐということになるのかと思う。

(委員長)

他に何か意見等あるか。

(各委員)

特になし。

(委員長)

それでは、次回以降はこのような形で進めていくということで、あくまでも案ということなので、その時の状態によって変動があり得るという形ではあるが、そういう方向性で進めていきたいと思っているがどうか。

(各委員)

異議なし

(委員長)

議事は以上となるが、他に何かあるか。

(委員)

本日配布した「長野県の最低賃金」のチラシについて、前回の会議でも話をしたが、私としては、賃金条項を是非入れていただきたいと思っている。ただし、指標の問題については、まだ、「設計単価がどうだとか」、「どんな指標を使うのか」という前提での話をしていないので、各業界の状況を見ながら、何を指標にするのか、どういう形で決めていくのかというところを判断していただければと思っている。それ以外の部分については、少なくとも最低賃金も含めて、最低のものというところを、松本市として示すべきものだと思う。

賃金を割っている場合には、松本市が相談相手になれるという形を作りたいという話をしてきた。具体的な話だが、端的に言うと、現時点で私が主張するのは最低賃金にわずかでも上の金額。レートが変われば当然金額は変わるが、一つの目安として考えている。少なくとも、「社会的責任をもって、行政として最低のものはきちんと守りましょう」ということを示していただきたいと思っている。また、企業も十分理解いただける内容だと思っている。

あと1点だけ、進め方のことについてだが、賃金条項について、皆さんの主張が私の中で整理がされていないため、それぞれの皆様がどういう考えなのか主張を明確に、もう一度、話をする機会を作っていただきたい。どういうことが問題であって出来ないのか、例えば、「賃金を決めることそのものが駄目なのか」、「レートとして何を使う場合、こういう問題があるから駄目なのか」、それも含めて整理をしていただきたいと思っている。

(委員長)

今後話し合いをしていく中では、大きな争点になると思うので、次回以降、議論していただくという形で進めていくこととしたい。

(事務局)

今後の予定については、6月20日と7月15日の2回の中で意見交換をしていただき、集約できればと思っている。6月20日の議題としては、「賃金条項に関する意見とその背景にある考え方」というような項目により、改めて皆さんから意見を伺うということをお願いしたい。

(委員)

意見交換は、1回ではなく、話を伺って持ち帰った後、さらに質問させていただく機会を設けて欲しいと思っている。

(委員長)

賃金条項のある・なしで、条例を「作る」か「否か」ということにも影響する可能性

もあるため、各団体の皆様方には、再度確認いただき、次回に意見を伺いしたいと考えているので、承知おきいただきたい。

(事務局)

以上で、令和4年度第1回松本市公契約条例検討委員会を閉会する。